

下呂市中小企業等省エネ対策設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気料金の価格高騰の影響を受けた市内事業者への影響を緩和し、持続可能な経営に繋げるため、既存の照明設備をLED照明設備に切り替える省エネルギー化に取り組む事業に対して、予算の範囲内で下呂市中小企業等省エネ対策設備導入補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、下呂市補助金等交付規則(平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) LED照明設備 発光ダイオード(LED)を光源として使用する照明設備をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、既存の照明設備(ただし、既存の照明設備がLED照明設備である場合を除く。)をLED照明設備に交換又は改修する事業をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の要件を全て満たす中小企業者とする。

- (1) 市内商工会の会員であること。
- (2) 市内で事業活動を行っていること。
- (3) 市税(法人にあつては、代表者本人の市税を含む。)を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業等を営む者。ただし、一般大衆向けに飲食させる営業は除く。
- (2) 下呂市暴力団排除条例(平成24年下呂市条例第5号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの者と関係がある者
- (3) 宗教活動、政治活動、選挙活動を行う団体、公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の指定管理者として公の施設の管理を行っている団体又は公的資金(本市の補助金、負担金その他こ

れに準ずるものをいう。)の交付を恒常的に受けている団体

- (5) その他市長が補助対象者として不適当と認めたもの
(補助金の交付回数)

第5条 補助金の交付回数は、同一の補助対象者につき、1回とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、LED照明設備導入に要する費用のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、市内商工会に加入している事業者に発注(購入及び施工の依頼をいう。)したものに限る。

- (1) LED照明設備の本体購入費
(2) 工事費
(3) 前2号に付帯する経費として市長が認める費用

2 前項の規定にかかわらず、消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、20万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助対象者は、補助対象事業を開始する前に、下呂市中小企業等省エネ対策設備導入補助金交付申請書兼同意書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容が分かる書類(設備カタログ、平面図等)
(2) 補助対象経費の内容が分かる書類(見積書等)
(3) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の変更等)

第9条 補助対象者は、前条に規定する申請書により申請した内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、直ちに下呂市中小企業等省エネ対策設備導入補助金交付変更・中止申請書(様式第2号)に、変更内容が分かる書類の写しを添付して市長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の減額となる軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、下呂市中小企業等省エネ対策設備導入補助金交付変更・中止決定通知書(様式第3号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了した日から40日以内又は補助金の交付の決定を受け

た年度の3月末日のいずれか早い日までに、下呂市中小企業等省エネ対策設備導入補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費の明細が分かる書類の写し（請求書等）
- （2） 支払いを証明する書類の写し（領収書等）
- （3） 補助対象経費の内容が分かる写真
- （4） その他市長が必要と認める書類
（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年2月1日から施行する。